都市文化研究　Studies in Urban Cultures
Vol. 14，106−119頁，2012

◇翻　訳◇

韓国の買地券

李　宇　泰
（稲田奈津子 訳）

◆要　旨

買地券とは，石や壺に刻んだ，墓地の購入を証明する文書である。買地券の由来は中国漢代に遡り，墓地の保護を神に祈願する，呪術的な葬送儀礼の風習であった。したがって買地券はその目的と形式において墓誌とは異なる。韓国の買地券はこれまでに3例が発見されており，ひとつは百済の武寧王陵より出土したもので，中国六朝時代の買地券の型式を十分に認知しこれを模倣したものであるが，細部には独自性も見られる。残り2例は高麗時代の僧侶である闡祥と世賢のものである。これらはみな典型的な中国の買地券の特徴を持っており，中国の影響を直接に受けたもので，武寧王のものとは系統を全く異にする。高麗時代には道教が相当広く流行していたにもかかわらず，わずか2例の買地券しか残されていないという事実から，高麗の道教は，限定された階層だけに享受されたものと推測される。

キーワード：墓誌，買地券，武寧王，闡祥，世賢，道教

（2011年9月13日論文受理，2011年11月4日採録決定 『都市文化研究』編集委員会）

1. はじめに

一般的に買地券とは，石や壺に，墓地の購入と，被葬者の安護を祈願する呪術的な文章とを記した文書をいう。買地券は，もともと中国で始まった葬礼儀式のひとつで，墓地に対する神の保護を祈る呪術的な風習と言えよう。通常は，その時の通用貨幣や古銭，または貨幣や紙幣に似せた擬似貨幣などを墓地に一緒に納めることで，地神から墓所のための土地を購入するという形式をとる。そのときに，これを証明する文書を石や壺に刻み，壙中に一緒に埋納するのだ。最近でも，葬礼行列の先頭でお金（買路銭）を撒くことで神から道を買う儀式や，下棺に先立って擬似紙幣を燃やすなどの儀式は，こうした伝統に由来したものである。買地券の多くは民間信仰や道教的な色彩を帯びており，形式面だけでなく埋納目的からも，一般の墓誌とは明確に区別される存在である。

ところで，韓国ではこうした買地券の出土例が非常に稀なために，買地券への関心も薄く，したがってこれに関する研究もそれほど多くない。買地券について本格的に関心が持たれるようになったのは，武寧王陵の発見以後である。当時，世間の耳目を集めた武寧王陵出土の誌石について，墓誌ではなく買地券と見るべきとの主張が提起されて以来である[1)]。その後もこの誌石の性格については長く議論の対象となり続けたが，中国の買地券の事例報告が増すにつれ，武寧王陵出土の誌石は買地券と墓誌との複合体と見るべきとの意見が提起されるようになり[2)]，筆者もそれに同意するものである。

武寧王陵以外にも，高麗時代に僧侶の買地券がいくつか存在することは，すでに広く知られているものの，これらは墓誌の一種として扱われているのが実情である[3)]。韓国の買地券の全貌もようやく明らかになりつつあるが，事例が少ない中で，相互にどのような関連性をもっているのか，その起源は単一なのか時代ごとに異なるのかといった検討も，未だ十分ではない。また既知の買地券以外に，類似の事例があるのか否かも未精査である。さらに高麗時代の墓誌の中には，買地券ではないものの，墓地購入と関連する記述を持つ墓誌が1例あるが，これについても，その性格の究明とともに，より精密な考察が必要と考える。

本稿は，これまでに発見された韓国の買地券を対象に，その起源と由来を究明しようとするものである。そのために，韓国の買地券が中国の影響を強く受けていること

を踏まえ，まずは中国の買地券の性格と定義，さらに起源と変遷について，概括的に探ってみたい。あわせて買地券に関する従来の研究成果と傾向についても簡単に言及しようと思う。こうした考察を基に，これまでに韓国で発見された買地券の性格および起源と由来について探り，最終的にこれら買地券の相互の関連性について検討しようと思う。さらに高麗時代の墓誌の中で，買地券ではないものの，墓地購入と関連した記録を持つ1例についても検討しようと思う。

朝鮮時代にも，高麗時代とは性格の異なる，多分に実用的でありながら儒教的色彩が濃厚な，買地券と類似した性格の銘文がいくつか発見されている。陶磁器や壺に書かれたものが多いが，ほとんどは墓域の範囲と四方の境界を表しており，ときには地図の形で精密に描かれたものもある[4]。これらの誌石には，後日の墓域争いに備えるという性格が多分に窺えるが，地神から土地を購入したとか，実際の土地売買に関する内容は見出すことができない。したがってこれらは売買文書としての性格ではなく，山訟（墓地に関する訴訟…訳者注）や事後の紛争に備えた実用的証拠書類としての性格を帯びたものであり，買地券の範疇に加えることはできまい。これらの資料は儒教的葬礼文書の一種として，特に山訟が頻繁におこなわれた朝鮮後期に集中しているが，この種の資料に関する体系的な整理は未だなされておらず，別の機会に考察したいと思う。

2. 買地券の起源と変遷

買地券という名称は，南宋期の周密の『癸辛雑識別集』に初めて登場する。

> 近頃の人びとが墓をつくるときには，必ず買地券を用いる。梓木で作り，赤い字で「銭99,990文で若干の土地を買う」というような文章を記す[5]。

買地券の「券」は文書を意味し，俗世の土地売買と同じ方法で地下世界から墓地用の土地を購入するという，一種の宗教的行為と言うことができる。買地券は，買山券・買地筯・冢券・冢筯，または買冢筯（筯は本来は竹片の意だが，後代には券と同義で使用された）・地券・冥契・幽契・地剋・鉄鑒券・石契・買墓地券などと多様な名称で呼ばれるが，中国ではこれらを総称して墓券，または冥券や幽券と称している。

墓地を造るにあたって，地神から墓所を購入する一種の土地売買文書を作成し，これを石や木・金属，または甕器の表面などに刻んだり書いたりして，貨幣や古銭，あるいは葬礼用の紙銭などとともに壙中に納めるのである。こうした行為の目的は多分に民間信仰的なもので，墓の完成後には土地への侵入を防ぐ約束を地神からとりつけ，さらには遺体の保存を神に依頼するためのものであった。

こうした墓券，または買地券には，青龍・白虎・朱雀・玄武などの四方神の名や，道教関連の神仙の名がたびたび登場するため，一般には道教的な観念から始まったものと考えられているが，初期からそうした性格ではなかった。この種の資料は買地券という名称が使われる前にも存在し，その起源は漢代にまで遡る。鎮墓文や墓券の形式をした最古のものは漢代の簡牘であり，これらは実際に官僚の間で使用された文書形式のままであるため，通常は告地策と呼ばれている。

告地策の中で最も早い時期のものは，湖北省長沙馬王堆3号墓から発見されたもので，その形式は一種の通行許可書の様式を襲っている。すなわち，現世の官吏が死者を通じて地下世界の官吏に発給した文書であり，死者が地下世界で安らかに旅することを許可するよう要請したものである[6]。以下で同時期の事例を挙げて，告地策の様式を詳しく見てみよう。

> a.（漢文帝）13年5月庚辰日に，江陵県丞は地下の県丞に命じる。市陽里の五大夫燧が，大奴良ら28人・大婢益ら18人と軺車2台・牛車1台・騶馬4匹・駢馬2匹・騎馬4匹を帯同して地下に行くと言うので，地下の吏は規定通りに処遇せよ。（地下の）主に命じる。〔十三年五月庚辰，江陵丞敢告地下丞，市陽五大夫燧，自言與大奴良等廿八人，大婢益等十八人，軺車二乗，牛車一両，騶馬四匹，駢馬二匹，騎馬四匹，可令吏以従事，敢告主。〕[7]

これは漢代の国内旅行者に発給した旅行許可証の形式を呈しているが，おおよそ当時の告地策はこのような旅行許可証の形式や，そうでなければ埋葬者の墓に副葬される物品についての引き渡しと管理を委任する形式をとることが多い。また形式の上では，上級官庁から下級官庁に送る下行文書の形式をとる[8]。

後漢代には，前漢代の告地策とは形式・内容ともにかなり異なる新たな資料が墓中より見つかっているが，これらはおおかた鎮墓文と呼ばれる。鎮墓文は土器である甕や罐に赤い染料で記されるのがほとんどで，「如律令」または「急急如律令」という結び文句が多いのが特徴である。これら鎮墓文は，文字通り，墓に埋められた亡者の霊魂がこの世に現れるのを防ぐという意味で，前述の告地策とは全く別の死後観を反映したものと言えよう。

鎮墓文の代表的な事例として，後漢桓帝の初平4年（193）銘瓶と，延熹4年（161）に作成された錘仲游妻鎮墓券を挙げることができる。

> b. 初平四年十二月己卯朔十八日丙申直危，天帝使者，謹為王氏之家後死黄母，当帰旧閲慈。告丘丞莫（墓）伯・地下二千石・蒿里君・莫（墓皐）黄・莫（墓）主，莫（墓）故夫人，決曹尚書令王氏。冢中先人，無驚無恐，安穏如故。令後曽（増）財益

口，千秋萬歳，無有央(殃)咎。謹奉黄金千斤両，用填塚門。地下死籍削除文，他央(殃)咎転要，道中人和。以五石之精，安冢(墓)莫，利子孫。故以神瓶，震(鎮)郭門，如律令[9]。

c. 延熹四年九月丙辰朔卅日乙酉直閉，黄帝告丘丞，墓伯・地下二千石・墓左墓右・主墓獄史・墓門亭長，莫不皆在。今平陰偃人郷萇富里鍾仲游妻，薄命蚤死。今来下葬，自買萬世冢田，賈直九萬九千，銭即日畢。四角立封，中央明堂，皆有尺六桃巻(券)・銭布鈔人。時証知者，先□(世)曽王父母，□□□氏知也。自今以後，不得干□(擾)。主人（以下背）有天帝教，如律令[10]。

b の下線部は，死者の墓と棺とを鎮めることで，死者の亡霊が現れ災いを及ぼすことがないようにするもので，前掲の前漢代の告地策とはかなり異なる雰囲気を感じさせ，「鎮墓」と呼ばれる所以である。c の内容と雰囲気も上記 b とほぼ同じであるが，注目されるのは，鎮墓文に墓地購入に関する記述が現れる点だ。下線部がこれにあたるが，売買の対象は「萬世冢田」であり，価格は「九萬九千」で[11]，買い主は「平陰偃人郷萇富里鍾仲游」，売り主は「丘丞，墓伯・地下二千石・墓左墓右・主墓獄史・墓門亭長」ら，地下世界を管掌する者たちである。

鎮墓文は，その文字が告地策に比べてかなり粗悪なだけでなく，記された対象も，簡牘といった木簡・竹簡の類ではなく，壺や瓶などの陶磁器製品が大部分を占める。おそらくこの鎮墓文は，官吏ではなく巫覡や術師の手によって記されたものと推測されるが，こうした点がまさに鎮墓文の特徴であり，告地策とは異なる雰囲気をもつ大きな原因と思われる。ここから，鎮墓文の段階に入り，死後の世界に対する観念が変化しつつあったことが知られるのである。

六朝時代の墓地に埋められた文字資料は，こうした鎮墓文の伝統を継ぎながらも，死者の慰安を祈願する形式のものが多い。これら文字資料の大部分に「買地」という表現が含まれており[12]，形式上でも土地売買文書と類似した姿を持つものが多いため，これらの文書を買地券と呼ぶのが一般的である[13]。

墓券や買地券についての研究は，すでに清国時代にもあったとされるが，これは清の金石学者である銭大昕が，1573 年に発見された「大男楊紹買地剋」について，これを墓地買得証書であると究明したのが唯一の事例である。墓券についての本格的な研究は，清末から民国時代にかけて，出土品の増加と金石学の進展によって開始された。端方（1861―1911）は，数多くの収蔵品を網羅した『匋斎蔵石記』（1909）を著したが，そこに後漢・北魏・唐・明の墓券数点が収録されたため，買地券の実態が学者たちに知られ始めることになる。中国金石文研究の記念碑的著作といえる葉昌熾の『語石』（1901，1909）第 5 巻にも，「買地剋」という項目が立てられ，買地券の概念と典型的事例が簡略に紹介された。

だが，墓券の定義を明確にし，数々の事例を収集して拓本と釈文とを提示して，この分野の研究の里程標をうち立てたのは，羅振玉（1866―1940）であった。彼は『蒿里遺珍』（1914）に，自身が所蔵する拓本に関する考察とともに，拓本の影印を収録した。続く『地券徴存』（1918）では，後漢から明代に至る地券 18 種と高麗の事例 1 点[14]について，正確な釈読を公刊した。さらに，金属器に刻まれた墓券は別に整理され，『貞松堂集古遺文』『貞松堂吉金図』が刊行された。彼は，墓碑や墓碣，墓誌や買地券（または墓券）等の墓地関連金石文を区分・整理したが，その整理目録によれば，買地券類は全体の 1 %程度になる。こうした彼の研究により，墓券は金石文の一種としての位置を占めるようになる。

中華人民共和国の成立以後，考古学の飛躍的な発展により数多くの墓券・買地券が発掘報告されたが，その総合的な整理は日本の池田温によって実現された。彼は 1980 年までに発見された中国の墓券を整理し，釈文とともに解釈と考察をそなえた「中国歴代墓券略考」を発表したが，これは現在でもこの分野で最も権威ある研究業績として認められている。中国では張伝璽の努力により，買地券を網羅した著述が 2 度にわたって刊行され，当該分野の研究に大きく貢献しているが，彼は買地券を契約文書の一種とみなしている[15]。

買地券の内容については，大きく二つの方向性で考察されるのが普通だ。ひとつには，買地券の土地売買証書としての性格に注目して，法制史ないし社会経済史の史料として活用するものである。日本の仁井田陞[16]と冨谷至[17]の研究と，韓国の李喜寛の武寧王陵誌石に関する研究[18]，中国の朱江[19]と方詩銘[20]の研究などが，この方面の代表例と言える。

一方で，買地券・墓券は民間信仰や葬礼風俗としても研究され，特に中国人の死生観や信仰生活に関する資料として広く利用されている。この方面では，日本の原田正己[21]と韓国の朴永哲[22]の研究などが代表的と言えよう。最近は中国でも，この方面に関する注目すべき研究成果が出され，両方向性を総合的に考察した論考もある[23]。

こうした研究成果を踏まえ，買地券について簡単に整理してみよう。買地券は漢代に起源し，六朝時代以後に本格的に流行した，新しい形態の墓地埋納文書である。すなわち，中国の買地券の淵源は漢代まで遡るもので，簡牘の形式を持つ告地策がその始原である。その後，後漢代に至って告地策とは性格を異にする鎮墓文が現れ，同時に買地に関する文言も登場する。それが六朝時代になると完全な形式の買地券として発展し，定着するのである。

買地券の形式は多様だが，完全な形式をそなえた買地券の体裁は，年月日と死者の姓名，墓地の四方境界，売

買契約と代価の金額，代金支払いの日時，売買後の地域侵犯者に対する処罰，契約書作成を証明する保人と立会者の姓名などを記載するのが一般的である。ところで，ここに登場する人物たちの性格には道教的な要素が濃厚だ。「西王母」「東王公」や，道教でのみ登場する官吏「李定度」といった名がしばしば登場するのは，特に目を引く特徴である。売買価格は「九千九百九十九文」のように「九」を重ねるのが大多数で，墓地の四方境界は青龍・白虎・朱雀・玄武などと表現する場合が多い。一方で，被葬者の履歴や生涯などについては非常に簡略で，姓名や官職，故郷などを簡単に記したり，それさえも省略する場合もある。また買地券に記される文字やその刻み方は，一般の墓誌に比べて一見してはるかに格の落ちるものが多く，これまた買地券が一般的な墓誌とは異なる性格を持つことを示していよう。

3. 買地券の事例検討

中国の買地券に共通して見られる要素として，埋葬の日時，死者の姓名，墓地の四方境界，売買契約と代価の金額，代金支払いの日時，売買後の地域侵犯者に対する処罰，契約書作成を証明する保人と立会者の姓名などが挙げられる。韓国ではこうした完全な形式の買地券は未だ発見されていない。簡略な形式ではあるものの，武寧王陵出土のものが現在までに知られる最古の買地券であり，他に高麗時代の僧侶の買地券 2 例ほどが知られている。朝鮮時代については，筆者は寡聞にしてその例を知らない[24]。

ここではまず，これら買地券について，中国の買地券様式に関する知識をもとに検討してみようと思う。

1）武寧王買地券

武寧王陵の誌石は，羨道（玄室と外部を結ぶ通路，墓道…訳者注）の中央で 2 石並んで発見された。大きさはともに縦 35cm，横 41.5cm，厚さ 5cm で，二つの誌石のオモテ面には，それぞれ王と王妃の墓誌に該当する文章が記されていた。両者とも文章の結びに「立志如左」という表現があることから，墓誌であるのは確実だろう。王の墓誌のウラ面には方位を表す干支字が四辺に記され，王妃の墓誌のウラ面には買地券が記されている[25]。埋葬の順序から，先に王の墓誌と買地券とが作成・埋納され，後に王妃が合葬される際，王妃墓誌を王の買地券の裏側に書き加えたものと見られる[26]。表裏でありながら，王妃墓誌が王の買地券とは天地逆に記された理由は不明である。状況から見て，当初は王の墓誌と買地券とが重ね置かれたとする見解[27]が妥当であろう。二つの石の中央に穿たれた穴の位置からも確かである。

本誌石の性格に関しては，少なからぬ論争がある。発見当時，最初に本誌石の性格について言及した任昌淳は，生時の功績を記録しておらず，一般的な墓誌の体裁をそなえていないという点から，本誌石は全体として墓誌と言うよりも買地券であり，神に墓の安護を祈願し，墓地所有権を確認する売買契約文書であるとする見解を提起した[28]。

これに対し，王号と王の年齢，王と王妃の崩御，安葬に関する年月日だけで構成された内容は，粗略ではあるものの墓誌の構成要素はそなえているとし，「立志如左」という文言の「志」が「誌」と通じる点からも，これを墓誌とみなす見解が優勢となった。一方でこれを冥券とする見解も出されたが，本誌石は墓誌と買地券の形式を兼備したもので，「立志如左」と記される面が墓誌，「立券為明」と記される面，つまり王妃墓誌のウラ面は買地券とみる見解が妥当である[29]。なぜなら，銘文作成者が自ら「志」と「券」とを区別しているのは，墓誌と買地券との様式上の差異および記載目的の相違を熟知していたことを示すからである。銘文の内容は簡略ではあるものの，墓誌と買地券それぞれの様式を十分に認識して作成したものと思われる。

では，二つの誌石に刻まれた王と王妃の墓誌，そして王の買地券について，検討してみることにしよう。

◇武寧王墓誌のある誌石

〈オモテ面〉寧東大将軍百済斯
麻王　年六十二歳　癸
卯年五月丙戌朔七
日壬辰崩　到乙巳年八月
癸酉朔十二日甲申　安厝
登冠大墓　立志如左

〈ウラ面〉未――――――――――――――亥
丁――――――――――――――壬
午――――――――――――――子
丙――――――――――――――癸
巳――――――――――――――丑
―戌――――――――――――己―
――辰――乙――卯――甲――寅――

◇王妃墓誌のある誌石

〈オモテ面〉丙午年十二月　百済国王大妃寿
終　居喪在酉地　己酉年二月癸
未朔十二日甲午　改葬還大墓　立
志如左

〈ウラ面〉銭一万文　右一件
乙巳年八月十二日　寧東大将軍
百済斯麻王　以前件銭　詢土王
土伯土父母上下衆官二千石
買申地為墓　故立券為明
不従律令

図 1　武寧王買地券（公州博物館所蔵）

このように，誌石のオモテ面はそれぞれ王と王妃の墓誌に該当する。王の墓誌部分を現代語訳すると，以下のようになる。

> 寧東大将軍である百済の斯麻王は，年 62 歳となる癸卯年 5 月（朔日は丙戌）壬辰日である 7 日に崩じられた。乙巳年 8 月（朔日は癸酉）甲申日である 12 日に安葬し，大墓に登ぼせ奉り，以上のように記す。

内容は簡略であるが，王の肩書と王号，崩御日と大墓への安葬日を記しており，「以上のように記す（立志如左）」という文言で結んでいる。王妃の墓誌も同様で，両者の銘文の内容と形式とがほとんど完全に一致していることから，ともに「墓誌」とみなしてよかろう。

一方，王妃墓誌のウラ面はこれらとは全く性格を異にする。この部分を解釈すると，以下のようになる。

> 銭 1 万文，以上 1 件。乙巳年 8 月 12 日，寧東大将軍である百済の斯麻王は，上記の銭をもって土王・土伯・土父母と上下二千石の諸官吏から申地の土地を購入して墓を造ったので，文書（券）を作成して明証とする。律令に従わない。

ここで言う「銭 1 万文」とは，実際に誌石の上から見つかった約 100 枚の五銖銭を指しており，この銭を支払って土王・土伯など地下世界の支配者たちから墓地用の土地を購入したという内容である。よって土地売買文書にあたる買地券とみなして問題なかろう。ただし保証人や立会人の名前はなく，墓地の範囲に関する記述もないが，これは省略されたものと見てよかろう。末尾の「不従律令」は，中国の買地券では常套句である「如律令」「急急如律令」等に対応するものであろうが，中国のものとは反対の意味で記されている点が注目される[30]。これについては，中国の買地券の変形とし，文言自体の意味には拘らずに解釈しようとする立場と，文言を素直に解釈して，中国とは異なる百済の独創的な形式と理解しようとする立場とに，大きく分かれている[31]。

筆者としては，無理に文意を曲げてまで中国の事例に合わせるのは無意味と考える。買地券の作成者が中国の事例を知らなかった筈はなく，あえて中国の通例に従わなかったのには，それなりの意図があったと見るべきであろう。一方で，これを積極的に解釈し過ぎる見解にも再考の余地があろう。よって「不従律令」の表現は，世俗の律令に従わない，という程度の意味として把握しておくのが妥当と判断する。

末尾部分を除けば，他はおおよそ中国六朝時代の買地券の内容と一致している。ただし中国のものと比べれば，武寧王の買地券は比較的簡略であり，道教的色彩もはるかに弱いが，そうした点がかえって荘重で権威あるものに感じさせもする。武寧王の買地券は，当時の中国六朝時代の買地券の形式を十分に認知しそれを模倣しながらも，細部では中国の形式に拘ることなく，独自のものであったと結論付けられる。

武寧王陵出土の誌石で最も興味深いのは，王の墓誌のウラ面に記されている，干支を方位別に配列した，いわゆる「干支図」である。干支が表す方位については，これが陵域を示すとする見解が一般的である。最近ではさらに拡大解釈して，王の陵域がこの墓誌を基準に西側方向に展開したため，西に相当する干支が意図的に欠落させられたとする興味深い見解も出されている[32]。すなわち干支の中で，北側の亥・壬・子・癸・丑，東側の寅・甲・卯・乙・辰，南側の巳・丙・午・丁・未のみを表記し，西側の範囲にあたる申・庚・酉・辛・戌を記さないのは，武寧王が（地神から）買った墓の敷地がまさに西側の土地であること，つまり買地券に記された購入対象の土地を象徴的に表現するためであるとするのだ。さらに，二つの誌石の中央に穿たれた穴は，五銖銭を結び束ねた紐を通すためのものと解釈している。

大変興味深い見解ではあるが，いくつかの問題点がある。まず，一般的に墓域の四界ないし四辺は，具体的な事物で境界を表記する点に注目せねばならない。もちろん中国には干支で四方を表現する場合もあるが，これは墓域の範囲を表すのではなく，墓の方向を説明するものと見るのが正しかろう。後述する世賢買地券でも，墓域の四辺を「東は青龍に至り，南は朱雀に至り，西は白虎に至り，北は玄武に至り，上は蒼天に至り，下は黄泉に至り，四方が明らかである」と記している。こうした表現もまたかなり観念的ではあるが，漠然とした範囲とはその概念が異なる。たとえ青龍・白虎等の方位神で四方を表したとしても，それは風水地理でいう青龍・白虎・朱雀・玄武等に該当する山を意味すると見るのが妥当だろう。世賢買地券における四辺は，その範囲は具体的と言える。決して「東は東まで，西は西まで」といったような漠然とした方位の羅列が，墓域の境界を表示することはできないのだ。したがって，王の墓誌のウラ面の方位表記を中国の買地券の四辺表記と同様な性格とみなす見解には，同意することができない[33]。

武寧王陵出土の干支表記は類例を見付け難く，断定を保留し後日の課題として残しておきたい。ただ指摘しておきたいのは，武寧王陵から出土した墓誌と買地券には，独創的な要素が豊富に含まれているということだ。王の墓誌ウラ面の干支表記だけでなく，墓誌と買地券とを一緒に埋納する例も非常に珍しいもので，このような点からも，武寧王陵の造営や埋納された文字資料の作成段階において，中国制度の単純な踏襲に留まらない様々な独創性の発揮を見ることができよう。

2）闡祥買地券

闡祥の買地券は，高麗仁宗 19 年（1141）に作られたもので，国立中央博物館（No.本 12928）に所蔵されている。文字は表裏にわたっており，その写真（図 2）[34] と釈文は以下のとおりである。

図 2　闡祥買地券（国立中央博物館所蔵）

〈オモテ面〉(1)　維歳次辛酉二月朔庚
(2)　午二十八日丁酉前玄化
(3)高　寺住持僧統闡祥亡過人
(4)　□不幸早終今用銭九万
(5)麗　九千九百九十貫文買墓
(6)　地一段東至青龍西至白
(7)国　虎南至朱雀北至玄武保
(8)　人張堅固見人李定度已
(9)　後不得転有侵奪先有居
(10)　台遠避千里之外
〈ウラ面〉(1)　急急如律令勅

問題となるのは第 4 行の 1 字目と第 8・10 行の最後の文字くらいで，この 3 字以外は釈読に大きな困難はない。まず第 4 行の 1 字目は，画は明らかだが釈読が難しい文字である。「乞」と読む見解があるが [35]，字体が異なるだけでなく意味も通じないので難しいだろう。字体だけからすれば「已」に近いが，断定は保留する。第 8 行の最後の文字は「之」と読む意見が多く，字体も一見すると似ているが，詳細にみれば「已」の字体に近く，意味もより明らかになろう（図 3 参照）。第 9 行の最後の文字は「居」とすべきだろう。

図 3　第 8 行最終字

第 10 行の最後の文字は多くが「外」と読んでいるが，これは文脈の流れや残画からも無理がなく，筆者もこの意見に従いたい。ただし，第 10 行末尾の文字の痕跡を残さない 2 字ほどの余裕は，従来のように未詳の 2 字を推定するのではなく，文章の流れからも元来文字がなかったものと見え，「遠避千里之外」で文章が終るとするのが自然であろう。

オモテ面の上部に「高麗国」の 3 字が刻まれているが，後述の如く買地券の主人公である闡祥が僧統（教宗〔禅宗に対し，教学を重視する宗派の総称〕の最高法階…訳者注）の地位にあったため，特にこれを褒め称える目的で記されたものと見られる。本買地券の製作年代は，辛酉年との干支から高麗仁宗 19 年（1141）であることがわかる。

次に，文章を意味ごとに分けると，次のようになる。

a. 維歳次 辛酉 二月 朔庚午 二十八日 丁酉
b. 前玄化寺住持 僧統 闡祥亡
c. 過人□ 不幸早終
d. 今用銭九万九千九百九十貫文 買墓地一段
e. 東至青龍 西至白虎 南至朱雀 北至玄武
f. 保人 張堅固 見人 李定度
g. 已後 不得転有侵奪 先有居台 遠避千里之外
h. 急急如律令 勅

c 部分の「過人□」を除けば，解釈はそれほど難しくない。この部分を金龍善氏は「故人が願わくは」と解釈したが，そのように解釈できる余地がないわけではないものの，釈読上の問題も残るため，ここではとりあえず未詳としておく [36]。この部分を除いて解釈してみると，次のようになる。

高麗国
維れ歳次は辛酉年 2 月（朔日は庚午）28 日丁酉日に，前の玄化寺住持である闡祥僧統が亡くなった。過人□，不幸にも早くに亡くなった。今，銭 99,990 貫文で墓地 1 段を買うに，東は青龍に至り，西は白虎に至り，南は朱雀に至り，北は玄武に至る。保人は張堅固で，見人は李定度である。以後はむやみに侵奪することはできないので，先に台に住んでいた

者は，遠く千里の外へ避けよ。急ぎ急ぎ，律令どおりに実行することを命じる。

やや解釈に説明が必要なのは，fの「保人張堅固見人李定度」の部分である。これを，保人の名前を「張堅」と見て，「保証人（保人）張堅が固く見守り，李定度（が後にいるので）」と解釈する見解があるが[37]，同時期の中国の買地券に張堅固と李定度の名前がそろって登場する事例が多数あるので[38]，彼らの名前は「張堅固」「李定度」と確定して問題ない。

南朝期の事例に多く見られるのと同じように，本買地券にも李定度・張堅固が登場することから，その作成者は中国事情に通じた人物と言えよう。代金が「銭九万九千九百九十貫文」とあるのも，中国の買地券に通じる。こうした点から，本買地券の作成者が中国からの帰化人である可能性も排除できないと推察するが，現段階では断定できない。ただし，中国の買地券を忠実に模倣している点，および現段階では最古の高麗買地券である点を考慮すれば，おそらく本買地券の段階で，初めて中国の買地券制度が韓国に導入されたと見てよかろう。

闡祥については，本買地券によって玄化寺住持であったこと，僧統の地位にあったことが知られるのみで，他に知られるところはあまりない。本買地券以外の記録としては，金山寺慧徳王師真応塔碑がある。これは高麗中期の法相宗の代表的な高僧である，慧徳王師韻顕（1038―1097）の浮屠（僧侶の遺骨を安置した墓塔…訳者注）の碑であり，慧徳が亡くなった翌年にあたる粛宗3年（1111）に建てられている。碑陰に門徒が列記され，受教継業者（直接の弟子…訳者注）・随職加階者（慧徳の主管する仏事を助けて加階した僧侶…訳者注）・慕徳帰化者（別僧の弟子であったが，慧徳に感化され弟子になった僧侶…訳者注）・師之前後没世者という4種に区分され，それぞれに僧統・首座・三重大師・重大師・大師（いずれも法階の名称。下位の大師から三重大師までは教宗・禅宗に共通するが，首座以上は教宗にのみ用いられる…訳者注）に分けて列記された者が110余人，言及された人名は1800人に上るが，その中に重大師闡祥の名が見える。

慧徳は，門閥家門の仁州李氏の出身である李子淵の息子で，高麗時代前半にかけて法相宗の僧侶として最も華々しく活動し，唯識思想をふたたびこの地に鼓吹させた人物として評価されている[39]。したがって彼の弟子として玄化寺住持を歴任した闡祥もまた，法相宗系統の僧侶であるのは当然であろう。高麗時代の法相宗団は慧徳以後，社会的な勢力変遷とともに，大覚国師義天の天台宗の開立，および既存の華厳宗団などの気勢に押され，弱体化の道を歩まざるを得なくなったとする見方がある[40]。こうした状況下で闡祥は，中国の僧侶たちとある種のつながりを結ぶことで勢力回復を図った可能性もあろう。本買地券の作成者が，中国から帰化した法相宗系統の僧侶である可能性もある。いずれにせよ闡祥は，玄化寺住持を務めたにも拘らず，華麗な塔碑や浮屠の代わりに貧相な買地券のみを残しており，まさに当時の法相宗と玄化寺の位相を表すものと言えよう。

3）世賢買地券

僧侶世賢の買地券は仁宗21年（1143），上記の闡祥買地券よりわずか2年後に作られたものである。本買地券は各行で文字を天地逆にする，独特な形式を呈している（図4参照）。

こうした形式を回文というが，世賢買地券は韓国の金石文中で唯一の回文の事例である。本買地券のウラ面には，オモテ面と同文を刻もうとして途中で放棄した痕跡が見える（図5）。ウラ面の全部で4行の銘文は，オモテ面第1行から第4行「皇天父后土母」までの内容に該当する。オモテ面と異なるのは，各行を天地逆にする回文形式ではなく，一般的な形態で記されていることである。またウラ面の銘文には削り消した痕跡が残っており，おそらくはじめはウラ面に刻んでいたが，回文形式でなかったために文字を削除し，今度は現在のオモテ面に回文形式でふたたび刻んだものと見られる。推測するに，回文形式は非常に特殊で当時の刻手たちには慣れない形式だったために，回文形式に刻めとの注文を受けていながらもうっかり普段通りに刻み始めたが，途中で誤りを指摘されたので面をひっくり返し，再度刻み直したのではないかと考える。その文字は専門家の手によるものとは見えず，闡祥買地券の筆致と似通っている。釈読には特に問題はなく[41]，次のように読める。

（1）　維皇統三年癸亥歳五月朔丁巳七日癸亥高麗国

（2）　興王寺接松川寺住持妙能三重大師世賢

図4　世賢買地券拓本（任昌淳所蔵）

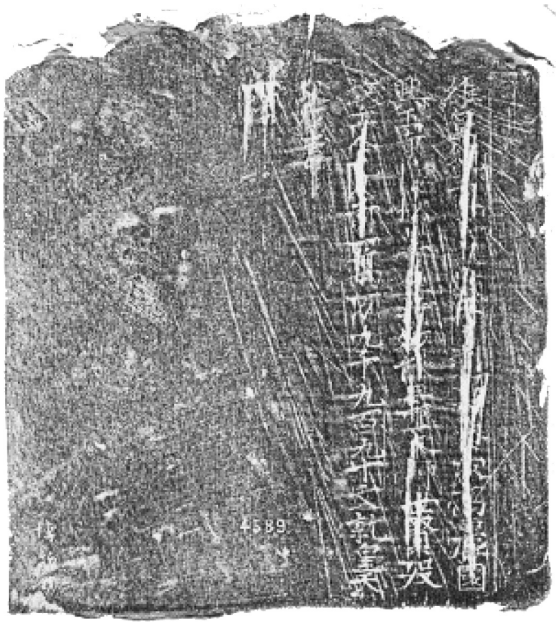

図5　世賢買地券ウラ面拓本（任昌淳所蔵）

(3)　歿故亡人乞人前一萬万九千九百九十文就
(4)　皇天父后土母社稷十二辺買得前件墓
(5)　田周流一頃東至青龍南至朱雀西至
(6)　白虎北至玄武上至蒼天下至黄泉四至分
(7)　明即日銭財分付天地神明了保人張陸
(8)　李定度知見人東王公西王母書契人石
(9)　切曹読契人金主簿書契飛上
(10)　天読契人入黄泉急々如律令

上記の釈文に依拠して段落を区分して解釈すると，次のようになる。

a. 維皇統三年癸亥歳　五月朔丁巳　七日癸亥
b. 高麗国　興王寺　接松川寺住持　妙能三重大師世賢歿
c. 故亡人乞人前　一萬万九千九百九十文
d. 就皇天父　后土母　社稷十二辺
e. 買得前件墓田　周流一頃
f. 東至青龍　南至朱雀　西至白虎　北至玄武　上至蒼天　下至黄泉
g. 四至分明　即日銭財分付天地神明了
h. 保人　張陸　李定度
i. 知見人　東王公　西王母
j. 書契人　石切曹
k. 読契人　金主簿
l. 書契飛上天　読契人入黄泉
m. 急々如律令

〈解釈〉皇統3年癸亥年5月（朔日は丁巳日）7日癸亥日に，高麗国興王寺と近接する松川寺住持の妙能三重大師である世賢が歿した。故亡人（亡くなった人物）の願いにより，人びとの前で19,990文の銭でもって，皇天父と后土母の社稷12辺に出向き，前件の墓田（墓地）を買ったところ，その周囲は1頃であった。東は青龍に至り，南は朱雀に至り，西は白虎に至り，北は玄武に至り，上は蒼天に至り，下は黄泉に至るに，四至が分明である。即日に銭を天地神明に与えた。保人は張陸と李定度，知見人は東王公と西王母，書契人は石切曹，読契人は金主簿である。書契人は天に昇り，読契人は黄泉に入って，急ぎ急ぎ律令どおりに施行せよ。

本買地券の文章形式と登場する人名は，同時期の中国の買地券との類似点が多い。特に形式や内容の面で世賢買地券と酷似する買地券が存在し，注目される。中国の買地券の中で回文形式のものとしては，四川省彭山県で出土した962年の「馬二十四娘買地券」（図6）や[42]，1137年に作られた陝西省鳳翔府虢県出土の「朱近買田券」などがある。中でも朱近買田券は，回文形式のみならず内容面でも，下記のとおり世賢買地券と類似点が多い。

鳳翔府虢県磻溪郷盧家社朱近，於阜昌六年六月七日，於令遠社趙元処，村南買到白地十畝。内卓新闢四□葬五父，前用(銭)力一万九千九伯九十文，就皇天父・后土母・社稷十二辺，買得前墓田，周流一頃。東至青龍，西至白虎，南至朱雀，北至玄武，上至蒼天，下至黄泉，四至分明。即日(銭)力財分付天地神明。牙保人張陸・李定度，知見人東王父・西王母，書契人石功曹，読契人金主簿。書契人飛上天，読契人入黄泉。急急如律令。「紹興九年歳次己未十一月一日戊寅朔七日甲申日，遷葬。朱近」[43]

末尾の追記は移葬時のものである。一見して，わずかな差異を除けば世賢買地券とほぼ同じ内容であることが知られる。わかりやすく表にして比較してみると，両者は年代・被葬者を除き，購入代金（地価）・売主・売買対象・売買対象の範囲（四至）・代金支払い・保人・知見人（立会者…訳者注）・書契人・読契人・結辞のすべてにおいて，ほぼ完全に一致するのである。

特に，墓地に「墓田」という表現を使っている点，売買価格を19,990文としている点は，決して偶然の一致とすることのできない共通点である。このように様々な

図6　馬二十四娘買地券拓本

分類	世賢買地券	朱近買田券
年代	維皇統三年癸亥歳 五月朔丁巳 七日癸亥	於阜昌六年六月七日
被葬者	高麗国 興王寺 接松川寺住持 妙能三重大師世賢歿	鳳翔府號県磻渓郷盧家社朱近
地価	故亡人乞人前　一萬万九千九百九十文	前用(銭)一万九千九伯九十文
売主	就皇天父 后土母 社稷十二辺	就皇天父　后土母　社稷十二辺
売買対象	買得前件墓田 周流一頃	買得前墓田 周流一頃
四至	東至青龍 南至朱雀 西至白虎 北至玄武 上至蒼天 下至黄泉	東至青龍 西至白虎 南至朱雀 北至玄武 上至蒼天 下至黄泉
代金支払	四至分明 即日銭財分付天地神明了	四至分明 即日(銭)財分付天地神明
保人	保人 張陸 李定度	牙保人 張陸 李定度
知見人	知見人 東王公 西王母	知見人 東王父 西王母
書契人	書契人 石切曹	書契人 石功曹
読契人	読契人 金主簿	読契人 金主簿
結辞	書契飛上天 読契人入黄泉 急々如律令	書契人飛上天 読契人入黄泉 急急如律令

表１　世賢買地券と朱近買田券の内容比較

面で両者は双子のように相似した姿を持つ。朱近買田券の作成年代が世賢買地券よりわずか6年前であることを踏まえると，同一人物が作成した可能性までも思い浮かぶのだ。

世賢の生涯や活動が知られる資料は他に無いものの，買地券から見るだけでも，彼が中国との密接な交流を持っていたことは容易に推測できる。闡祥の場合と同様，中国から高麗へ帰化した僧侶が作成にあたった可能性も想定できるが，新資料が発見されない限り，これ以上の推論は不可能である。

4. 韓国買地券の性格と起源

ここまで，百済の武寧王買地券と高麗の二人の僧侶の買地券について検討してきた。以上の3例の買地券についてその性格と起源を論じる前に，まずはこの3例以外に買地券が存在する可能性について検討しておく必要があろう。

前述の3例以外にも買地券である可能性が考えられる金石文が1例あり，それが僧侶景廉のものである。景廉（？―1102）は闡祥よりも若干先立つ時期の僧侶で，彼については特に知られるところはなく，誌石からその職位と生没年代を推測できるのみである。彼の誌石の銘文は，以下のとおりである。

乾通二年壬午六月日 内帝釈院 廚都監判官 右街僧録同正 行副僧正 景廉亦 銀□壱口□用良 交□□□

〈解釈〉乾通2年壬午年（1102）6月日に，内帝釈院の廚都監判官，右街僧録同正，行副僧正である景廉が，銀□1口をもって□□□に換えて（以下，欠落）

文章自体は簡単だが，文中の「銀□壱口」という部分については，これに続く「用良」という吏読表記からすると「銀瓶壱口」と読むのが正しかろう。「用良」は「쓰안」と読み，「～を使い」「～を以て」の意であるから，磨滅した下部と合わせて「銀瓶一口を以て～を購入する」という意味であると推測される。この推測によれば，これは墓地購入に関する内容ということになり，墓誌銘というよりも買地の性格をもつ明文類とみなすことができよう。しかしその場合でも，欠落部以下に多くの文字が存在したと見るのは難しく，かなり簡略な明文の一種と見え，したがって本資料を買地券に分類することはできないものと考える。というのも，銘文には土地購入と関連すると断定できる内容が非常に少なく，また道教的・民俗的な色彩も全く見出せないためである。

冒頭で明らかにしたように買地券とは，生者間の売買ではなく死者と地下世界の主導者たちとの間での売買を前提とした，多分に宗教的で迷信的な行為を記したものである。しかし本誌石にはこうした要素を全く見出すことができず，「銀」や吏読表記からすると，むしろ現実世界での売買行為に関する記録である可能性が濃厚であろう。こうした売買文書や銘文を買地券とすることはできず，よって景廉の誌石は，高麗時代の売買文書の事例としては大きな意義を持つものの，本稿での考察対象からは除外せざるを得ない。

以上のように，これまでに韓国で発見された買地券は全部で3例とすることができるが，これらは形式や内容の面から相互にかなり類似しており，道教的な色彩も濃厚である。しかし，百済武寧王の買地券と高麗時代の2例の買地券とは，同系統に属するものと見るのは難しく，前者の影響を受けて後者が作成されたとは考えられない。3例の買地券はいずれも中国の影響を受けたり，あるい

は中国から渡来した人物によって直接作成された可能性が濃厚であるが，前者と後者の間には何の関連性も無いものと見られる。

百済武寧王の買地券は，当時の百済の活発な対外交易を示す証左と言えよう。中国の貴族階層を中心に流行した埋葬風習の影響を受け，それを彼らなりに消化して，百済式の買地券を作ったものと思われる。こうした種類の買地券や墓誌が他の百済王代にも製作されたかどうかはわからないが，百済が活発な海外進出をしていた時期の一時的な現象と推測され，こうした伝統は百済の滅亡とともに韓半島から姿を消すことになる。新羅では買地券はもちろん，墓誌の一つさえ発見されておらず，これは文化的な差異によるものと考えられる。したがって武寧王の墓誌と買地券とは，ともに韓国最初の事例と高く評価すべきであるが，これを韓国の墓誌や買地券の起源とみなすことはできない。

周知のように，韓国の墓誌は高麗時代に入って本格的に作られるようになったが，高麗最初の墓誌は中国からの帰化人である蔡仁範の墓誌である。つまり，すでに百済に墓誌が存在したのは間違いないが，その伝統は百済の滅亡とともに断絶し，高麗時代に中国から来た帰化人によって新たに墓誌文化が始められたのである。買地券の場合もこれと同様であろう。高麗でふたたび登場する買地券は，百済の伝統を受け継いだものではなく，中国との交流の産物とみなされる。

ところで，高麗の買地券として知られているものは闡祥と世賢の2例のみであるが，道観の設置や数多く残された醮祭文（道教祭祀に用いられる祭文…訳者注）などから推測される高麗における道教の盛行と照らし合わせると，残された買地券があまりにも少なく，またいずれも僧侶のものという点も注意される。闡祥と世賢の買地券は，1141年と1143年という非常に近い年代を持っている。この時期の二人の僧侶だけが買地券を残しているというのは，大変興味深い事実と言わざるを得ない。今後新たな買地券が発見される可能性はいくらでもあるが，現段階では与えられた資料を土台にこれらの性格を検討するしかなかろう。

まずこの二人の僧侶は，国家から王師（王の師に任命された高僧…訳者注）や国師（僧侶の最高法階…訳者注）の待遇を受けて華麗な浮屠碑を残すだけの立場にはなかったものと見える。闡祥がたとえ玄化寺の住持を務めたとしても，当時彼が属した法相宗は時代を主導する宗派ではなかった。そのため彼らは華麗な浮屠碑や墓誌の代わりに，素朴で土俗的でありながらも中国的な色彩が非常に強い買地券を選択するほかなかったのであろう。

闡祥と世賢の墓にこうした独特な様式の買地券が埋納されたことについて，その原因や理由を推測する糸口はそれほど多くない。彼ら自身が中国を旅しながら，当時中国で流行していた新しい形態の買地券を見て，それを模倣した可能性もあり，あるいは彼らの弟子たちや門徒たちの発意であるかも知れない。中国文化に接触する機会がひときわ多かったり，中国人を側近くに置いていた可能性も高い。もしかすると買地券の作成者には中国から帰化した僧侶が含まれていたのかも知れない。

しかし彼らが選択した買地券はそこで終わり，墓誌のように高麗で広く流行することはなかった。この種の買地券がわずか2例に終ったということは，高麗では道教的な葬礼儀式があまり普及しなかったことを示していよう。高麗の道教は，かなり限定された階層だけに享受された，独特な文化だったのかも知れないとの思いが浮かぶのである。

5. おわりに

韓国の買地券の事例はわずか3例に過ぎないものの，非常に独特で興味深い資料である。上述のように，高麗時代の2例は中国のものを忠実に真似ており，当時の高麗で流行した道教の影響を反映したものと考えられる。一方で武寧王の買地券の場合は，中国の影響を受けはしたが，より独創性と独自の個性が強いもので，当時の百済の文化的力量と変容の能力を示すものとして評価されよう。

中国の買地券は，その淵源は漢代にまで遡り，簡牘の形態をした告地策がその始原となろう。その後，後漢代には告地策とは性格を異にする鎮墓文が現れ，あわせて買地に関する文句が挿入される例が多くなり，これが六朝時代になって完成された形態の買地券として発展し定着することになる。

百済の武寧王陵出土の墓誌と買地券とは，韓国最初の墓誌であり買地券として非常に重要な意味を持つ。中国では相当早い時期から流行した墓誌や買地券が，高句麗や新羅では発見されず，唯一百済でのみ，それも武寧王の陵からのみ発見されたことは，非常に興味深い事実である。これは百済文化の開放性によるものと言えようが，武寧王当時の時代性が反映しているのかも知れない。

しかし金石学的な側面から見ると，武寧王の墓誌と買地券とはかなり突出した存在で，これと関連付けられる他の事例は存在しない。高麗時代に入って流行した墓誌は蔡仁範のものが最も古く，彼は中国から帰化した人物である。したがって高麗の墓誌は中国から直接導入され流行したものであり，武寧王の墓誌とはいかなる関連性も見出すことはできない。買地券の場合も同様で，闡祥と世賢の買地券を武寧王の買地券と関連付けるのは不可能である。高麗の墓誌と同じように，これら買地券も中国の影響を直接受けたものと見える。特に世賢の買地券

は，その独特な形態が中国の馬二十四娘買地券や朱近買田券と大変似ており，百済の武寧王のものとは別系統と見ざるを得ない。

高麗では道教がかなり流行したにもかかわらず，買地券が 2 例しか残っていないという事実は，高麗道教の性格を推測させる重要な端緒となるであろう。大量の高麗墓誌がすべて開城や江華島など執権者の居住地でのみ発見されるように，これら買地券も，当時の中央地域に居住する一部の僧侶たちの趣向を反映したものに過ぎないのかも知れない。

注

1．任昌淳「買地券についての考察」(『武寧王陵』文化財管理局，1973)。
2．権五栄「喪葬制を中心とした武寧王陵と南朝墓の比較」(『百済文化』31，2002)。
3．金龍善『第三版　高麗墓誌銘集成』(翰林大出版部，2001)。
4．檀国大学校石宙善紀念博物館所蔵の白磁誌石が，その代表的な例である。硯形の誌石のオモテ面には墓誌が，ウラ面には墓の位置を知らせる地図が描かれている（檀国大学校石宙善紀念博物館『考古・美術名選（上)』2003，111 頁)。これと似た例として，温陽民俗博物館所蔵の「参奉金容洙誌石」「金定鎬妻淑夫人光山金氏誌石」「曺聖采妻孺人文化柳氏誌石」「曺錫忠誌石」の 4 墓誌にも，すべてウラ面に地図とともに説明などが記載されているが，これらはいずれも 1920 年代に製作されたものである（温陽民俗博物館『朝鮮時代誌石の調査研究』1992，74～76 頁)。
5．「今人造墓，必用買地券，以梓木為之，朱書云『用銭九万九千九百九十九文，買到某地若干』云々」(周密『癸辛雑識別集』巻下「買地券」条)。
6．朴永哲「出土資料を通してみた中世中国の死後世界と罪の観念」(『東洋史学研究』70，2000)。
7．朴永哲，前掲論文 2000，3 頁から再引用。
8．「敢告」という表現が，まさに下行文書の特徴を表しているという。
9．池田温「中国歴代墓券略考」(『東洋文化研究所紀要』86，1981)，274 頁から再引用。
10. 池田温，前掲論文 1981，215～216 頁から再引用。
11. 多くの買地券が地価に「九」字を重ねるが，これは特別な意味を持つものと思われる。
12. その具体的な表現は，「買地立冢」「買地縦横三千歩」「従天買地，従地買宅」「買地廿頃」「買地一丘」「買地一段」「買地一方，東西一百二十歩，南北一百二十歩，東至青龍，西至白虎，南止朱鳳，北止玄武」「買地于雒陽東，地計廿三丈五尺」等々，多様である。
13. 日本の事例だが，実際に文字資料自体に「買地券」と表記された例も発見されている。「八田郷長矢田部益足之買地券文」がその例である（池田温，前掲論文 1981，265 頁)。
14. 後述の世賢買地券。
15. 張伝璽『中国歴代契約会編考釈』上（北京大学出版社，1995)，同『契約史買地券研究』(中華書局，2008)。
16. 仁井田陞『唐宋法律文書の研究』(東方文化学院東京研究所，1937)，同「漢魏六朝の土地売買文書」(『東方学報　東京』8，1938)。
17. 冨谷至「黄泉国土地売買―後漢六朝買地券考―」(『大阪大学教養部研究集録 人文社会科学』36，1987)。
18. 李喜寛「武寧王買地券を通してみた百済の土地売買問題」(『百済研究』27，1997)，同「武寧王買地券を通してみた熊津時代百済の租税制度」(『国史館論叢』82，1998)。
19. 朱江「四件没有発表過的地券」(『文物』1964-12，1964)。
20. 方詩銘「従徐勝買地券論漢代“地券”的鑒別」(『文物』1973-5，1973)，同「再論“地券”的鑒別」(『文物』1979-8，1979)。
21. 原田正己「民俗資料としての墓券―上代中国人の死霊観の一面」(『フィロソフィア』5，1963)，同「墓券文に見られる冥界の神とその祭祀」(『東方宗教』29，1967)，同「中国人の土地信仰についての一考察」(『洪淳旭博士還暦記念論文集』，1977)。
22. 朴永哲「中世中国における地獄と獄訟」(『史林』80-4，1997)，同，前掲論文 2000。
23. 陳鋸鍵「東漢到晋買地券文字研究」(成功大学碩士学位論文，2006)。
24. 朝鮮時代の墓誌や買地券についての総合的な目録化作業はまだなされておらず，その全貌を把握するのは困難である。筆者は文化財庁のインターネットホームページ「韓国金石文総合映像情報システム」と各博物館の所蔵品図録，ならびに下記の論文を残らず探してみたが，買地券と判断できるものは未発見である。しかし今後，朝鮮時代の買地券類が発見される可能性がないとは言い切れない。鄭良謨「安宗茂の白磁墓誌」(『考古美術』4-2，通巻 31 号，1963)，同「金在仁白磁墓誌」(『考古美術』4-5，通巻 34 号，1963)，同「金景漢白磁墓誌」(『考古美術』4-6，通巻 35 号，1963)，崔夢龍「李朝墓誌数例」(『考古美術』129・130，1976)，同「全南地方所在の李朝墓誌」(『古文化』15，1977)，同「全州市立博物館所蔵朝鮮朝墓誌数例（其四)」(『古文化』16，1978)，同「李朝墓誌数例（其三)」(『考古美術』136・137，1998)，崔虎林「朝鮮時代墓誌の種類と形態に関する研究」(『古文化』25，1984)，申虎澈「忠北大博物館所蔵墓誌研究」(『湖西史学』39，2004)。
25. 武寧王陵の誌石と買地券については，以下の論考群が参考となる。権五栄「古代韓国の喪葬儀礼」(『韓国古代史研究』20，2000)，同，前掲論文 2002，権静「中国と日本の例による，『武寧王碑』の再解釈」(『日本文化研究』6，2002)，瀧川政次郎「百済武寧王妃墓碑陰の冥券」(『古代文化』24-3，1972)，同「百済武寧王妃墓碑と陰冥券考追考」(『古代文化』24-7，1972)，同「百済武寧王妃墓誌陰冥券考」(『法史学研究』3，1976)，成周鐸「武寧王陵出土誌石に関する研究」(『武寧王陵の研究現況と諸問題』公州大学校百済文化研究所，1991)，周成鐸・鄭求福「誌石の形態と内容」(『百済武寧王陵』公州大学校百済文化研究所，1991)，李丙燾「百済武寧王陵出土誌石について」(『学術院論文集』人文社会科学篇 11，1972)，同『韓国古代史研究』1976，李殷晟「武寧王陵の誌石と元嘉暦法」(『東方学志』43，1984)，李喜寛，前掲論文 1997，同，前掲論文 1998，張寅成「武寧王陵墓誌を通してみた百済人の生死観」(『百済研究』32，2000)，チョングァンミ「武寧王買地券を通してみた東アジア文化交流」(麗南大学校碩士学位論文，2009)，鄭求福「武寧王誌石についての一考」(『宋俊浩教授停年記念論叢』，1987)。
26. 周成鐸・鄭求福，前掲論文 1991，166 頁。
27. 注 26 に同じ。
28. 任昌淳，前掲論文 1973。
29. 権五栄，前掲論文 2002。
30.「不従律令」についての解釈としては，①この律令を天帝の律令と見て，「すべてを支配する律令も，この墓所に関する限りは及ばない」，すなわち墓域についてはいかなる律令にも拘束されないという意味に解釈する見解（任昌淳)，②この律令を中国の天帝あるいは天地の律令とは異なる，世俗の律令と見て，「世間の法令の拘泥を受けない」という意味に解釈する見解（李丙燾)，③売買文書の但し書き条項として，売買契約を守らない場合には，律令に従わない罪とみなし，「不従律令罪」で処罰すると解釈す

る見解（鄭求福），④不従を誤写と見る見解（瀧川）などがある。

31. 最近，「不従律令」と記された事例が中国から発見されたが，この事例には，釈読に若干問題が残されているようだ（権五栄，前掲論文 2002）。

32. 白須浄真「寧東大将軍百済斯麻王（武寧王）・王妃合葬墓の墓券・墓誌石に関する一提言」（『権寧弼教授停年退任論叢』，2007）。

33. 筆者の見解としては，類例はないものの，これは大墓への移葬儀式のために使われた日時計の役割を果たすものではないかと推測する。中央に穴があり，周囲に方位が表示されたこの干支図は，日時計に相応しい構造である。中央の穴に適当な棒を立て，墓誌の方向を合わせ置くだけで，そのまま日時計となるし，二枚の重い墓誌を重ねて置くので動く心配もなく，日時計としてうってつけであろう。では，方位表記に西側にあたる申・庚・酉・辛・戌が刻まれていない理由について考えてみよう。日時計は南北方向の確定が最重要である。おそらくは羅針盤を利用して，墓誌を南北方向に合わせて正確に配置するためには，南北，すなわち子と午の方位を明確にする必要がある。本干支図は南北方位をすべて刻んでおり，十分にその役割を果たしたものと見られる。では，西側にあたる方向だけを刻まなかったのは何故だろうか。その理由は，王の棺を大墓に入れる移葬の儀式が午後に予定されていたからではないかと思われる。墓誌の中央に立てられた棒の影が西側に向うのは午前中である。王の葬儀が午後にとりおこなわれる計画であったならば，午前の時間はそもそも表示する必要がないわけだ。王の棺は臨時保管された仮埋葬地から 2 年 3 箇月（27 箇月）ぶりに現在の武寧王陵である大墓へと移葬されており，もとの場所から出して運搬する時間を勘案すると，大墓への入棺は当然午後になろう。おそらくは占いで吉日・吉時を選択しただろうが，日時を選ぶにもこうした事情が勘案されるのは間違いなかろう。以上の推論が正しければ，入棺儀式のために製作される日時計には，午前の時間を表す西方向の干支はそもそも必要なかったのである。王の神聖な墓誌をこうした用途に利用するのは不吉だと思われるかも知れないが，あくまでも儀式を執行する少数の日官と執礼者のみが知りうる事実であるため，特に問題にはならなかったのだろう。墓誌や買地券は，儀式が終わって墓が封じられれば，ふたたび人目に触れることはないので，こうした用途への活用が可能だったものと推測する。

34. 国立中央博物館『ふりかえる歴史の手紙　高麗墓誌銘』2006，100 頁の写真（複写許可番号　中博 201108-4437）。

35. 最初に釈読した藤田亮策はこれを不明としたが（「玄化寺住持闡祥墓誌」『青丘学叢』19，1935），李蘭暎（『韓国金石文追補』中央大学校出版部，1968，106 頁）と許興植（『韓国金石全文』中世上，亜細亜文化社，1984，633～634 頁），金龍善（前掲著書 2001，72 頁）は，いずれも「乞」と釈読している。

36. あえて解釈すれば，「亡過」には「死んだ」または「故人となった」という意味があるので，b と c をつなげて「闡祥亡過人已不幸早終」と釈読し，「闡祥はすでに亡くなった人だが，不幸にも早くに亡くなった」と解釈することができよう。しかしこの時期の買地券で「亡過」という表現を使った事例は見当たらないので，現段階では未詳としておく。

37. 金龍善『訳注高麗墓誌銘集成（上）』翰林大学校出版部，2006。

38. 李定度と張堅固に関する専論として，黄景春「地下神仙張堅固，李定度考述」（『世界宗教研究』2003-1，46～54 頁）がある。それによれば，南朝期の大部分の買地券に李定度と張堅固の名がそろって記載されており，四川省をはじめとして中国各地の買地券からもその名が見つかっているとする。次にいくつか例を挙げる。「…立冢一丘，雇銭万万九千九百九十文。四域之内，生根之物，尽属死人。即日畢了。時証知李定度・張堅固，以銭半百，分券為明，如律令」（秦僧猛買地券）。「…立冢一丘自葬，雇銭万万九千九百九十文。四域之内，生根之物，尽属死人。相即日畢了。時証知李定度・張堅固，以銭半百，分券為明，如律令」（新村買地券）。「…時証知李定度・張堅固，以銭半百，分券為明，如律令」（黄道丘買地券）。

39. 崔柄憲「高麗中期の玄化寺の創建と法相宗の隆盛」（『韓沽劤停年記念 史学論叢』1981），金南允「高麗中期の仏教と法相宗」（『韓国史論』28，1992），李萬「高麗弥授の唯識思想―祖丘の慈悲道場懺法集解を中心に―」（『韓国仏教学』20，1995）。

40. 李萬，前掲論文 1995。

41.『海東金石苑』補遺 2，720～722 頁，許興植，前掲著書 1984，636～637 頁，金龍善，前掲著書 2001，78 頁の釈文は，いずれも一致している。

42. 馬二十四娘買地券の内容は，次のとおりである。「維大寶五年歳次壬戌十月一日乙酉朔，大漢国内侍省扶風郡歿故亡人馬氏二十四娘，年登六十四，命終魂帰后土。用銭玖萬玖阡玖伯玖拾玖貫玖伯玖拾玖文玖分玖毫玖厘，於地主武夷王辺，買得左金吾街咸寧縣北石郷石馬保菖蒲観界，地名雲峯嶺下坤向地一面。上至青天，下極黄泉。東至甲乙麒麟，南至丙丁鳳凰，西至庚辛章光，北至壬癸玉堂。陰陽和会，動順四時，龍神守護，不逆五行。金木水火土，並各相扶。今日交券，応合四維分付受領。百霊知見，一任生人。興功造墓，温葬亡人馬二十四娘。万代温居，永為古記。願買地内侍省扶風郡歿故亡人馬氏二十四娘券。売地主神仙武夷王，売地主神仙張堅固，知見神仙李定度，証見領銭神仙東方朔，領銭神仙赤松子。量地神仙白鸛仙，書券積是東海鯉魚仙，読券元是天上鸛。鸛上青天，魚入深泉。崗山樹木，各有分林。神仙若問何処追尋，太上老君勅青詔書，急々如律令」（張伝璽，前掲著書 1995，263～264 頁）。

43. 張伝璽，前掲著書 1995，615～616 頁。

付記

2010 年度ドクター研究員プロジェクト（研究代表者：牧飛鳥）「日本古代の墓誌の再検討」における研究成果の一端として本論文を翻訳・紹介した経緯について，ここで説明しておきたい。本プロジェクトでは，現在までに発見されている日本古代の墓誌 16 点を中心に，出土地の現地調査を踏まえた再検討をおこなうことを目的とした。本プロジェクトの研究協力者である稲田は，日本古代墓誌の系譜について，東アジア的視点から見直すことを試みた。

こうした視点は先行研究にもなかったわけではないが，その多くは中国大陸の豊富な墓誌事例との関連を考察するものであり，朝鮮半島への関心は，その史料的制約を理由として，比較的薄かったと言わざるを得ない。特に，日本古代との関係が追及されてしかるべき武寧王陵出土誌石については，これを買地券であるとして墓誌とは認めない 1973 年刊行の発掘調査報告書の見解が，日本では近年でも継承されているようである。そのために日本古代墓誌の系譜を考察する先行研究においても，そもそも検討の対象外とされてきたという経緯がある（村木二郎「墓碑・墓誌・買地券」〔平川南・沖森卓也・栄原永遠男・山中章編『文字と古代日本 4 神仏と文字』吉川弘文館，2005 年〕など）。しかし韓国学界においては，これを墓誌と買地券との複合体と理解するのが主流となっていることは，本文（および注 2 の権五栄論文）で示さ

れたとおりである。こうした見解を踏まえれば，日本への墓誌文化の伝播について考察する際にも，百済を介した受容という可能性について，再度検討し直す必要があるだろう。

買地券は，日本では 2 例が発見されている。福岡県太宰府市の宮ノ本遺跡 1 号墓から出土した買地券（九州歴史資料館所蔵）は，鉛板に墨書されており，8 世紀後半から 9 世紀中頃に大宰府の上級官人層によって作成されたものと推定されている。もう 1 例は岡山県倉敷市真備町で発見された矢田部益足買地券（倉敷考古館寄託）で，2 枚の塼にほぼ同文が刻書されており，その銘文から天平宝字 7 年（763）のものと知られる。

これらについても，中国の豊富な買地券事例との比較研究はおこなわれてきたが，朝鮮半島の事例についてはあまり注意されてこなかった。本文で詳述されているように，朝鮮半島においても武寧王買地券がほぼ孤例として存在するほかは，高麗時代の 2 例が確認されているだけで，買地券がそれほど普及しなかったらしいという点では，日本の状況と共通している。一方で，朝鮮半島の事例がいずれも中国のかなり直接的な影響のもとで作成されたとする指摘については，日本の事例には当てはまらないように思われる。また買地券を用いた階層についても，日本とは差異が見られるようだ。このように，買地券文化の伝播過程の理解も一筋縄には行かず，今後のさらなる検討が必要となろう。

墓誌と買地券とは，ともに中国に源を発する喪葬文化の産物であるが，それらが日本列島に伝播した過程を考察する上で，朝鮮半島が重要な位置を占めていることは疑いようがない。本論文は，朝鮮半島における買地券（および墓誌）の事例，およびその研究動向が的確に整理されており，上記のような問題意識を持つ立場からも大変有益な内容となっている。そこでこれを翻訳し，特に日本史研究者に対して広く紹介したいと考えた次第である。

次に，本文に関して若干の補足をしておきたい。まず題目にもある「韓国」は，必ずしも現在の大韓民国を指すものではなく，おおよそ朝鮮半島地域と捉えるべきものである。（本文で「韓国」とした部分は，原論文では「わが国」とあったものを，著者の意向により改めたものである。）

「4. 韓国買地券の性格と起源」において著者は，「新羅では買地券はもちろん，墓誌の一つさえ発見されておらず，これは文化的な差異によるものと考えられる」と指摘されているが，統一新羅期のものではあるものの，慶州市千軍洞火葬墓出土「乾寧二年」銘墓誌（国立慶州博物館所蔵），および慶州市龍江洞古墳群 6 号墓出土墓誌石（大邱カトリック大学校所蔵）の存在が知られている（国立慶州博物館編『文字からみた新羅』，2002 年）。また著者は注 33 で，武寧王の墓誌のウラ面に記された干支図について，これを日時計とする見解を示されている。この点については諸説あるところだが，著者が触れられていない最近の成果から豊正氏の見解を紹介しておきたい。氏は，甘粛高台から出土した魏晋時代の木製買地券に，干支で方位を示した「陽宅方位図」が一緒に描かれていることを示し，これが武寧王陵の干支図に相当することを指摘した上で，南朝で発達した卜墓術や買地券といった喪葬習俗が，武寧王陵の買地券や干支図に直接的な影響を与えたと論じている（豊正『六朝墓葬的考古学研究』北京大学出版社，2011 年，358 頁）。説得力ある見解と言えよう。

中国の買地券に関する最新の研究成果としては，高朋『人神之契：宋代買地券研究』（中国社会科学出版社，2011 年）がある。宋代の 200 例近い事例を集成した上での詳細な考察がなされており，参考になる。

原論文は，『歴史教育』115 号（歴史教育研究会，2010 年）に発表されたものである。著者は現在，買地券研究をさらに深め，特に墓地購入や墓域について記した朝鮮時代の明文類（「類似買地券」と仮称）の検討を進めておられる。（稲田奈津子）

Study of the *Baichiken*(*Maejikwon*) in Korea

Woo-Tae LEE
(translated by Natsuko INADA)

Baichiken(*Maejikwon*) is the inscription on stone or jars, functioning as the receipt for purchasing land for graves. It's one of the funeral customs which originated in China's *Han*-dynasty, praying to the Gods to protect the graves from evil. In terms of its forms and functions, *Baichiken* should be distinguished from an Epitaph. In Korea, three cases of *Baichiken* are found. The first case is the one from the tomb of King *Muryeong* in the *Baekje*-dynasty. This followed the forms of *Baichiken* in China's Six-dynasties period, but one can find its originality in its details. The rest of the cases are those of *Cheon-sang* and *Se-hyeon*, Buddhist priests in the *Goryeo*-dynasty. These have the characteristics of the typical Chinese *Baichiken*, so we can see the direct influence of China which distinguishes their styles from that of King *Muryeong's*. Although Taoism prevailed among the society of the *Goryeo*-dynasty, only two cases of *Baichiken* are found. From this fact, we can infer that Taoism in the *Goryeo*-dynasty was accepted by the limited class in those days.

Keyword : Epitaph, *Baichiken*(*Maejikwon*), King *Muryeong*, *Cheon-sang*, *Se-hyeon*, Taoism